

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行規則第4条第4項の規定に係る確認書
(エンジェル税制事前確認書)

平成21・06・10 関東第63号

平成21年6月15日

東京都千代田区神田錦町三丁目7番2号

日本バイオ・エネルギー開発株式会社

代表取締役 小林 正一 殿

経済産業大臣 二階 俊博



平成21年6月4日付けの下記の確認申請について、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行規則第4条第1項の規定に基づき確認します。

記

1 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第3条第1号に該当すること。

- | | |
|-----------------------|------------|
| (1) 業種 | サービス業 |
| (2) 資本金額 | 8200万円 |
| (3) 従業員数 | 2人 |
| (4) 設立年月日 | 平成12年4月24日 |
| (5) 収入金額に対する試験研究費等の割合 | 171.9% |

2 規則第3条第2号から第6号までに該当すること。

第2号 株式会社であること

第3号 外部資本が1/6以上であること

第4号 未上場会社であること

第5号 大規模会社の子会社でないこと

第6号 風俗営業等を行っていないこと

- (1) この確認書の有効期間は平成22年3月31日までです。
- (2) この確認が行われたことについては、エンジェル税制に関する経済産業省のホームページにおいて公表します。
- (3) 株式の払込みの期日において規則第3条各号に掲げる特定新規中小企業者の要件に該当しないとき及び偽りその他不正の手段によりこの確認を受けたことが判明するに至ったときは、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第8条の確認（エンジェル税制の確認）を受けられないことがあります。
- (4) この確認は、政府として、投資家に対して投資に係る利益を保証するものではありません。
- (5) 裏面注意事項を遵守してください。